

別表 1 (第 9 条関係)

事業名	補助要件	補助金の額
(1) 空き家リフォーム支援事業	Uターン者又はIターン者が転入から1年以内に町内の空き家を取得又は賃貸し、リフォームした場合に交付する。	空き家1戸につきリフォーム経費の1/2。(1,000円未満の端数がある場合は切捨てとする。)ただし、20万円を限度とする。
(2) 空き家等登記支援事業	空き家バンク及び敷地バンクに登録する空き家等及び敷地の所有者が相続登記等の手続きを行う際に、委託業者等に委託し行う経費が2万円以上となる場合に交付する。ただし、同一の空き家等又は敷地につき交付は1回とする。	空き家1戸につき、又は敷地1件につき対象経費の1/2。(1,000円未満の端数がある場合は切捨てとする。)5万円とする。
(3) 空き家整理等支援事業	空き家バンクに登録する空き家等の所有者が空き家の残置物を処分する際に、委託業者等に委託し行う経費が5万円以上となる場合に交付する。ただし、同一の空き家につき交付は1回とする。	空き家の残置物の処分に要する経費の1/2。(1,000円未満の端数がある場合は切捨てとする。)ただし、20万円を限度とする。
(4) 空き家修繕等支援事業	空き家バンクに登録する空き家等の所有者が空き家の修繕及びリフォームを行う際に、経費が10万円以上となる場合に交付する。ただし、同一の空き家につき交付は1回とする。	空き家の修繕及びリフォームに要する経費の1/2。(1,000円未満の端数がある場合は切捨てとする。)ただし、30万円を限度とする。

別表 2 (第 10 条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類 (交付の申請)	<p>空き家利活用促進補助金交付申請書</p> <p>○空き家リフォーム支援事業</p> <p>(1) 住民票謄本</p> <p>(2) 前住所地の納税証明書又は滞納がないことの証明書(所得のある者全員分)</p> <p>(3) リフォームの概要が示された書類(見取り図、見積書など)</p> <p>(4) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>※現に町内に住所を有する者については、(1)、(2)の添付書類を省略することができる。</p> <p>○空き家等登記支援事業、空き家整理等支援事業、空き家修繕等支援事業</p> <p>(1) 事業に要する経費を証明できる書類(見積書など)</p> <p>(2) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	第 4 号	1 部	事業開始の15日前まで
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類 (交付の条件)	<p>空き家利活用促進補助金変更(中止・廃止)承認申請書</p> <p>○空き家リフォーム支援事業</p> <p>(1) 変更となった場合、変更後のリフォームの概要が示された書類(見取り図、見積書など)</p> <p>(2) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>○空き家等登記支援事業、空き家整理等支援事業、空き家修繕等支援事業</p> <p>(1) 変更となった場合、変更後に要する経費を証明できる書類(見積書など)</p> <p>(2) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	第 5 号	1 部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から15日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類 (請求)	<p>空き家利活用促進補助金交付請求書</p> <p>○空き家リフォーム支援事業、空き家整理等支援事業、空き家修繕等支援事業</p> <p>(1) 事業に要した経費の領収書及び経費の内訳書の写し</p> <p>(2) 事業完了後の現場写真</p> <p>(3) 空き家利活用促進補助金交付指令書の写し</p> <p>(4) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>○空き家等登記支援事業</p> <p>(1) 事業に要した経費の領収書及び経費の内訳書の写し</p> <p>(2) 空き家利活用促進補助金交付指令書の写し</p> <p>(3) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	第 6 号	1 部	事業完了から 3 月以内